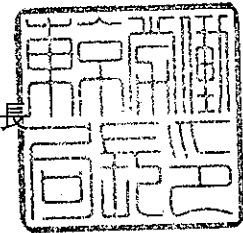




東労発基第 120 号
平成 22 年 6 月 25 日

社団法人建設荷役車両安全技術協会
東京都支部 支部長 新倉恭一 殿

東京労働局長



「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等
設定改善指針）の改正について（要請）

日頃から労働行政に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性が各方面で議論されていますが、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）等を踏まえ、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図ることを目的として、労働時間等設定改善指針（通称「労働時間等見直しガイドライン」）が改正され平成 22 年 4 月 1 日から適用されたところです。

改正の内容は、別紙及びパンフレットのとおりで。

つきましては、本件改正についてご理解いただき、関係者への周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。